

## 特集

# 企業経営に大きなリスク となる環境法問題を 回避するために

地球温暖化への関心の高まりにより、環境問題への取り組みは地球規模で考えなければならぬ時代になつて久しい。環境を汚染するのはもちろん人間であるが、具体的には、一部の国における焼き畑農業等を別にすれば、そのほとんどが企業活動によるといつても差し支えない。それだけに、今や、環境問題への取り組みの強弱が企業価値を左右する時代となつた。環境問題をおろそかにする企業は市場からの退場を余儀なくされかねない時代にあって、企業が知り、かつ実践すべきこととは…。

# 特集

## 国際的な環境法問題への取組み方 国境を越えた汚染問題は 企業にどのような問題をもたらすか

小島国際法律事務所  
菊池 毅

### 1. はじめに

四方を海に囲まれた我が国において、かつて、環境問題は、一国内の問題として取り扱われることがほとんどであった。1990年代から、いわゆる地球環境問題がクローズアップされ、環境問題が国境を越えるものであることが、抽象的にはあれ、認識されるようになってきた。さらに、近年、中国からの黄砂の問題等から、他国で発生した汚染が、我が国に及ぶことへの具体的な懸念が高まっている。

翻つて、多数の国が地上で国境を接するヨーロッパでは、例えば、数国を貫通する河川の上流で発生した汚染が下流の国に流れ込み、その国の個人や企業に損害を及ぼす、という事件はさほど珍しいものではない。このような事件においては、企業は加害者ばかりか、被害者にもなりうる。経済のグローバル化に伴い、日本企業が海外に進出する場合、このような事件に遭遇するリスクは増大している。

また、企業自体は日本にとどまつていても、製品を海外に輸出し、いる場合、不幸にしてその製品に毒性のある物質が含まれるに至り、汚染を、製品とともに「輸出する結果となつて、輸出先国の法

の下で、何らかの対策を取る義務が生じたり、損害賠償等の責任が発生したりすることもある。

以下、製品輸出の例、複数国にまたがる環境汚染の法的問題点、海外進出の際の留意点について述べる。

### 2. 有害物質が混入した製品の輸出の例

企業が製造して、様々な国に輸出する製品に、輸出先国で規制対象となつて、いる有毒物質が含まれてしまつことがある。

当該企業の製造工程に問題があるケースもあるが、他の（特に国外の）サプライヤーから供給された原材料や部品に、そのような物質が含まれ、製造工程での発見が難しいことも少なくはない。

しかし、発見された場合、輸出先国の規制いからにより、刑事罰を科せられる、リコールを強制される等の他、現実に健康被害が出た場合の賠償責任が非常に重いものとなる可能性がある。

製品の流通先や、現在の在庫、使用状況を含む事実調査に加え、関係各国の法律事務所に直ちにコンタクトを取り、法規制の状況や、予想されるリスクの評価を行うことが必須である。

法規制についての調査のポイントとしては、①当該物質及びそれ

を含有する製品の輸入が禁止されているか、②輸入後の販売、所持、使用等についてはどうか、③上記①②について例外があるか、あるとしてその適用を受けるための手続要件はいかなるものか、④当局への報告が義務付けられているか、⑤リコールが義務付けられていないか、義務付けられた方がよいか、⑥規制にも、行つた方がよいか、⑦規制には反するが、実害が明らかにないと認められる場合にいかなる態度をとるか、が挙げられる。

筆者は、過去、アスベストが団らすも製品に混入したケースについて、このようない調査を行つたことがあり、対象国は、米国、ヨーロッパ数国、オーストラリア等に亘るものであった。

米国では、E.P.A（環境保護庁）の規則（Asbestos Ban and Phase Out Rule）によれば、1990年に国内におけるアスベスト含有製品の使用、譲渡が一旦禁止されたが、その後連邦第5巡回裁判所の判決により、多くの製品について規制が無効とされた。他方、輸入に関しては、Toxic Substance Control Act により、所定の手続（一定の法の要件に合致する旨の当局へのimport certification）が必要とされているが、同法の定義する「物品」（articles）の一部を構成するものについては、そのような手続なしで輸入が可能であ

り、本件もそのようなケースであった。

ヨーロッパでは、EU（EU）の指令（Council Directive 76/769/ECC いわゆる Limitations Directive（注1））に基づいて、アスベスト及びアスベスト含有製品を、加盟国の市場に置くこと及び使用する」とが禁止されている（アスベスト規制は91年改正で加えられた）。

EU指令は、加盟国に対する立法の指令であり、加盟国は、これに基づいて、一定時期までに、指令の内容と合致した立法を行う義務を負う。実際、フランス、ドイツ、英國、オランダ等の各国で、アスベスト及びアスベスト含有製品の輸入や、その後の販売、使用等が禁止されている。

フランスの例を挙げる。国内法（Décret n° 96-1133 du 24 décembre 1996 relatif à l'interdiction de l'amiante）により、アスベスト及びアスベスト含有製品について、製造、輸入、国内市场に置くこと、販売目的の所持、販売、移転が禁止される。例外は、アスベストを含有する原材料や製品について、アスベストを使用したと同様の機能を保つために、アスベスト以外の代替品がない場合（当局がリストアップしたカテゴリー）について、認められる。

アスベストの混入が労働者の健康に對し安全であることの宣言書（declaration）と、代替手段がないとの証拠の当局への提出が必要となる。アスベストの含有が突然に発覚したような場合は、このような手続を事前に行つてはいることはないので、例外の適用は望めない」といふことである。

オーストラリアでは、国の規制（Commonwealth Customs Act 1901 及び Customs (Prohibited Imports) Regulations 1956）で、アスベスト及びアスベスト含有製品の輸入が禁止されている。その先の国内での取り扱いについては、各州の規制に服し、例えば、ヴィクトリア州では、「供給、貯蔵、運搬、販売、使用、再使用」が禁止され、輸入者等にはリコールが義務付けられている。

以上のように、アスベストという、強い毒性の明らかな物質でも、国により規制の有無や例外要件が異なることに注意が必要である。

「ヨーロッパでは、かのチエルノブイリ原発事故と並ぶ大事件（国際的環境汚染事件）とされている」とのことである（注2）。汚染物質は、下流のフランス、西ドイツ（当時）、オランダに到達し、甚大な被害をもたらした。沿岸住民の健康被害や魚の大量死はもちろんであるが、ライン川の水を用いていたビール工場が一時操業停止を強いたり、その他の同川の水を産業用に用いていた企業に多大な損害が発生したであろうことは、想像に難くない。ここでは、企業は、加害者のみならず被害者の立場に立つこともあります。

日本企業が製品の輸出に留まらず、自ら海外に進出した場合、当該国において、自らが汚染を引き起こし、これが近隣諸国に及ぶケース、あるいは、近隣諸国での汚染により、当該企業が被害をこうむるケースが考えられる。

越境汚染のヨーロッパでの著名事件として、いわゆる「シュヴァイツァーハレ事件」がある。1986年11月1日、スイス、バーゼルの近郊で、巨大製薬・化学会社サンド（Sandoz）社の倉庫が火災となり、大量の有機水銀化合物その他有毒の化学物質が、消防用の放水と共にライン川に流入したという事件である（注3）。

「ヨーロッパでは、かのチエル

# 企業経営に大きなリスクとなる環境法問題を回避するために

いることを考えると、このような事例において、法的責任追及または防御の上で何が問題となるか、整理しておく必要がある。

## (1) 法的救済手段

このような事件が発生した場合、日本法に照らして考えると、民事上の救済手段としては、不法行為による損害賠償請求権の他、汚染物質が継続的に排出されているような場合は、被害土地の使用妨害について所有権に基づく妨害排除請求権、さらには健康被害等について人格権侵害行為差止請求権を行使することとなる。

英米法下でも、一般不法行為による損害賠償請求のほか、trespass やnuisance を根拠とする差止請求が問題となるであろう。問題となる国の法でも、類似の制度であるのか、別種の救済手段があるのか、調査が必要である。

以上のような民事上の手段においては、事後的な損害賠償請求を別にすれば、行為の差止は、実際に損害が発生している、あるいはせいぜいその危険が迫っている段階で認められるものに過ぎない。それ以前の段階で、損害をあらかじめ防止するための予防的措置は、私法上は原則としてなく、公法的な事前規制に委ねられるを得ない。

この点は、例えば英米法の私法

的救済についても、当然のことではあるが、同様の指摘がなされており（注4）。

## (2) 裁判管轄

被害者が以上のようないくつかの実体的権利を有するとして、法的手続をどこの国に裁判所に提起すべきか、という問題が生ずる。

国際裁判管轄については、一般に国際的な取り決めがなく、日本も含め、訴えを提起された国の裁判所が、当該国のルールに従つて、当該国の裁判所が、その事件に対して国際裁判管轄を有するかを判断することが通常である。

そのような中につけて、多数の国が国境を接するヨーロッパでは、いわゆるブリュッセル条約（Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters）が、被告が加盟国のはれかに本居（domicile）を有する事件について、どの加盟国に裁判所が管轄を有するかという観点から、国際裁判管轄を規定している。

ブリュッセル条約第5条（2）項は、不法行為に関連する事案（matters relating to tort）については、「被害を生じた事象の発生地の裁判所に（in the courts for the place where the harmful event occurred）」訴訟を提起する

「被害を生じた事象の発生地」の意味についてヨーロッパ司法裁判所は、「被害の発生地または被害を生じさせた事象の発生地 (at the place where the damage occurs or at the place of the event giving rise to it)」と判示してしまった(注10)。

また、ブリュッセル条約第16条(1)項は、「不動産を対物的に対象とする手続においては (in the proceedings which have as their objects in rem in immovable property)」「当該不動産の所在する加盟国(の裁判所 (the court of the Contracting State in which the property is situated))」が、専属管轄を有するとしている。

ちなみに、日本の民事訴訟法では、不法行為については「不法行為があつた地」(第5条の号)、不動産に関する訴えについては「不動産の所在地」とされる(同12号)。前者については、不法行為の行為地と結果発生地の双方を含むとすることが判例である(注6)。

国際裁判管轄についても、マレーシア航空事件判決(注7)以降の判例法で示されてきたように、民事訴訟法の規定により、我が国いづれかの裁判所が裁判権を有するときは、原則として国際裁判管轄を肯定することが判例法の立場であるから、結局、我が国の国際裁判管轄に関する結論もブリュ

ッセル条約と大差はない。

このように、越境汚染について、訴訟を提起しようとするとき、あるいはそれそなときは、当該国が加盟している条約があるか否かをまず調査し、なければ当該国のルールを調査して、国際裁判管轄の有無を判断することとなる。

国際環境汚染に関する限り、ブリュッセル条約も、日本法も、結論は似たり寄つたりであることを

既に見たが、道垣内正人教授によれば、「国境を越える汚染損害についての賠償請求訴訟の管轄は、製造物責任訴訟の管轄などと同じく、加害地国(汚染者の住所地)のほか、損害発生地国にも認められるのが一般的である」とされる(注8)。

ここで指摘しておかなければならぬのは、通常の国際裁判管轄のルールによれば、一または複数の国に管轄が認められる場合でも、被害の種類によつては、条約により、これと異なるルールが適用される場合があることである。

例えば、原子力事故による損害の賠償については、事故を起こした施設の所在国(の裁判所のみが管轄を有する)(原子力責任に関するウイーン条約第11条1項)(道垣内教授のいわれる「集中処理方式」)。

これと反対に、タンカー事故等による油濁損害については、損害

賠償請求は、汚染被害各国の裁判所に訴えが提起されなければならない(油濁損害賠償条約第9条1項)(同「分散処理方式」)。

分散処理方式に比べ、集中処理方式の方が、和解を促進する効果は大きく、被害者間の平等確保に資し、自國住民優遇の危険も少ない半面、被害者、裁判所の負担は大きくなる、といわれる(注9)。

### (3) 準拠法

管轄裁判所が決定されたとして、次はどこの国の法が適用されるかが決定されなければならない。特に、一定の損害について、ある国の法で無過失責任や厳格責任が規定されている場合、この問題は重要である。

一般に、裁判管轄と準拠法は別物で、A国の裁判所がB国法を適用することもありうる。その場合、各当事者が、B国法を調査し、通常はB国弁護士の意見書という形で、裁判所に提出し、裁判所はこれをもとに法の解釈、適用を行う。

さて、準拠法については、契約上の責任に関しヨーロッパにおいていわゆるローマ条約(Convention on the Law Applicable to the Contractual Obligations)(注10)があるものの、同条約は不法行為等については規定がないので、結局は、裁判国のルールに則って準拠法を決定することとなる。

ところで、ある国において、環境リスクの高い施設の建設等が計画され、この建設等について、当局の許認可が必要であつたとする。ここで当該認可が同国内の周辺住民の私権制限(差止や損害賠

る。

例を挙げると、英国のPrivate International Law (Miscellaneous Provisions) Act 1995 第11条では、①不法行為を構成する事象(event)の発生地の法を準拠法とすることを原則としつつ、②不法行為を構成する事象の要素(elements)が複数の場合、(a) 人体の損傷またはそれによる死亡が生じていれば、当該被害者が、傷害を蒙った時点で所在していた国の法、(b) 財産への損害が生じていれば、当該財産が、損害時に所在していた国の法、(c) それ以外の時は、その事象のうち、最重要の要素(most significant element or elements)の生じた国の法、とされる。越境汚染の事例の場合には、②が適用され、概ね結果発生地国法が準拠法となるであろう。

これに対し、我が国の法適用通常法17条によれば、結果発生地国法によることを原則としつつ、「その地における結果の発生が通常予見する」とのできないものであつたときは、加害行為地国法によるとしている。

ところで、ある国において、環境リスクの高い施設の建設等が計画され、この建設等について、当局の許認可が必要であつたとする。ここで当該認可が同国内の周辺住民の私権制限(差止や損害賠

# 企業経営に大きなリスクとなる環境法問題を回避するために

（償請求権の排除）を伴う場合に、周辺国の住民が、当該施設から生じた被害につき自国で訴訟を行なう場合に、この私権制限が適用されるのか（外国許認可行為の承認）、という問題が生じ得る（注11）。石黒一憲教授は、ドイツでの議論として、属地主義をたてに、このような外国許認可行為の承認は一切排除されるという見解、準拠法が許認可国法である場合には、それが訴訟地国法の公序に反しない限り、かかる承認が認められるという見解を紹介しているが（注12）、（注13）では問題点の指摘にとどめる。

## （4）外国判決の執行

加害者企業の所在地国以外で被害者勝訴の判決が出た場合、これを加害者所在地国で執行する必要がある。外国判決の執行については、執行が行なわれる国の法に照らし、執行可能性が判断されることが通常である。

例えば、日本では、民事訴訟法第118条の規定により、①当該外国裁判所の裁判権が日本の法令乃至条約上認められること、②被告への送達（公示送達等を除く）ないし被告の応訴が行なわれたこと、③判決内容等が日本の公序良俗に反しないこと、④相互の保証、要件として、外国判決の執行が認められる。

（償請求権の排除）を伴う場合に、周辺国の住民が、当該施設から生じた被害につき自国で訴訟を行なう場合に、この私権制限が適用されるのか（外国許認可行為の承認）、という問題が生じ得る（注11）。石黒一憲教授は、ドイツでの議論として、属地主義をたてに、このようないくつかの問題が生じ得る（注11）。石黒一憲教授は、ドイツでの議論として、属地主義をたてに、このようないくつかの問題が生じ得る（注11）。

ちなんにヨーロッパに関するWEF、RoHS）、事業者に一定の化学物質の使用状況に届け出義務を課していることも多い（P.R.T.R等）。

責任主体という見地からは、汚染者自身の責任の他、拡大生産者（土地等）の所有者、占有者の責任、汚染者に融資等の財務援助を行なった者の責任等に注意する必要がある。

ヨーロッパ諸国間にのみ適用され、ヨーロッパの国と非加盟国との関係は、やはり各執行地国の国内法が規律するといふとなる。

## 4. 海外進出の際、留意すべき事項

子会社の設立等による海外進出においては、特に工場を操業する場合、進出先国の大気、水質等に関する排出規制を遵守しなければならないことはいうまでもない。

また、進出先が先進国の場合、いわゆる循環型社会構築の立場から廃棄物の処理、リサイクルについて、法制が整備されていることがほとんどであろうから、その遵守も必要である。

さらに、先進国では、化学物質の輸入、製造、使用に厳格な規制を行っていることが少なくなく（EUのREACH Regulation&

菊池 納（きくち・たけし）  
小島国際法律事務所（東京）パートナ  
1.弁護士。東京大学法学部、英国ブ  
リスト大学法学修士課程卒（LL.M.）  
卒業。主な取扱分野は国際・国内契約、  
知的所有権、企業間訴訟。



- 1 2009年6月1日をもって、新たに発効するREACH Regulationに取つて代わられる。注11。  
2 石黒一憲「国境を越える環境汚染」（未  
譯社）24頁以下に詳細な事実関係が述べ  
られている。本稿もこれに従つている。  
3 前掲・石黒・G.W.  
4 Bell, Ball & Bell on Environmental  
Law (Blackstone, 1997) P.180  
5 Handelskwekerij GF Bier BV v Mines  
de Potasse d'Alsace SA [1976] ECR  
1735  
6 東京地判昭和40年5月27日下民集16巻  
5号の239頁。  
7 最判昭和56年10月16日民集35巻7号1  
224頁。  
8 水上千之、西井正弘、白杵知史編「国  
際環境法」（有信堂）173頁。  
9 前掲・水上他175頁。  
10 日本の法適用通則法第7条第8条等は、  
これを範にしたものである。  
11 前掲・石黒・149頁以下。  
12 前掲・石黒・153～154頁。  
13 もっとも、我が国でも、当局から命じ  
られる責任は別にして、不動産価値の下  
落の防止や社会的な評価低下的防止の見  
地から、最も費用のかかる土壤の入れ替  
えを選択するケースは多いようである。